

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1.	教育学部・教育学研究科	研究 1-1
2.	法学部・法学研究科	研究 2-1
3.	経済学部・経済学研究科	研究 3-1
4.	医学部・医学系研究科	研究 4-1
5.	工学部・工学研究科	研究 5-1
6.	農学部・農学研究科	研究 6-1
7.	地域マネジメント研究科	研究 7-1
8.	香川大学・愛媛大学連合法務研究科	研究 8-1

教育学部・教育学研究科

- I 研究水準 研究 1-2
- II 質の向上度 研究 1-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究活動の実施状況については、人間の発達・形成に関する教育研究や教育に関する総合的研究、学部研究開発プロジェクトなどに経費を当て、教育実践総合センターによる実践的研究へのバックアップも行うなど、教育現場に密着した研究の推進がみられるほか、科学研究費補助金の採択数、学術論文、芸術作品、スポーツ活動等は活発に展開されている。研究資金の獲得状況については、科学研究費を除く競争的外部資金の受入れはないが、科学研究費補助金については、平成 19 年度の採択件数は 24 件、採択金額は約 2,700 万円であり、平成 16 年度の 1.7 倍になっていることなどは、相応の成果である。

以上の点について、教育学部・教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、教育学部・教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、教育学部・教育学研究科においては、教育・心理、特別支援教育をはじめ、人文・社会、自然さらに保健・体育、芸術の各分野で相応の優れた成果を上げている。学術面では、個人的な研究論文や組織を代表する研究論文の中には、外

国の学界等で高く評価されているものがある。卓越した研究業績としては、例えば「小学校体育授業における教師のマネジメント方策に関する検討」が上げられる。社会、経済、文化面では、特に実践総合研究のテーマは特に実践的であり、その社会的意義は高く評価できる。また、「中学生はどのように問題行動を正当化しているのか？」についても優れた研究業績として評価できる。また、当該学会等から優秀論文賞や奨励賞等も受賞していることは相応な成果である。

以上の点について、教育学部・教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、教育学部・教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

なお、提出された研究業績説明書のうち、優れた業績と判断できるものが少なかったことから、今後の自己評価能力の向上が期待される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

法学部・法学研究科

I 研究水準	研究 2-2
II 質の向上度	研究 2-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、研究業績数は、年度により多少の変動はあるが、堅調な研究活動状況にあることを示している。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金ならびにその他の研究資金を着実に獲得しているなどの相応な成果がある。

以上の点について、法学部・法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、法学部・法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、公法分野における現代フランス人権論の研究、民法分野における一身専属権の研究が優れた成果を上げており、入会権論に関する研究、国際私法分野における不法行為に関する研究、政治学分野における政治老年学の研究やアルジェリア独立運動に関する研究が相応の成果を上げている。社会、経済、文化面では、学内および地方自治体との協力・連携にもとづいた「地域社会におけるエイジング総合研究」が成果を上げているなどの相応な成果がある。

以上の点について、法学部・法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結

果、研究成果の状況は、法学部・法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

改善、向上しているとはいえない

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「改善、向上しているとはいえない」と判断された事例が 1 件であった。

「改善、向上しているとはいえない」と判断された事例の判断理由は以下のとおりである。

○「著書・論文等の数量的データに基づく研究状況」については、提示されているデータは平均的な数字と考えられる。特に向上を裏付ける根拠データは認められない点で、改善、向上しているとはいえないと判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

経済学部・経済学研究科

I 研究水準	研究 3-2
II 質の向上度	研究 3-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成 16 年度から平成 19 年度一名当たり著書約 0.5 件、論文 3.5 件となっている。また、ツーリズムの研究や財政分野の研究では四国の拠点的機能を果たすなどの点で成果を上げている。外部資金の獲得状況については、科学研究費補助金の採択件数が平成 16 年度 7 件、17 年度 4 件、18 年度 4 件に対して、19 年度 6 件、申請者の比率は平成 16 年度 61%に対して平成 19 年度 100%となっており、相当の成果を収めているなどの相応な成果がある。

以上の点について、経済学部・経済学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、経済学部・経済学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、協調ゲーム論、人的資本形成論、ブランド論、労使関係論などの分野で特色ある研究成果が生まれている。また、東アジアの交流協定 4 大学と取り組んでいる東アジアの経済発展の研究、ベンチャー企業の内的不確実性に関する研究等の分野で特色ある成果が生まれつつある。なお、地方企業や途上国経済の直面する課題の理論化に取り組んだ研究業績については、経済、社会、文化面においても意

味のある業績であり、日中韓交流の促進に貢献するなどにおいても成果を上げているなどの相応な成果がある。

以上の点について、経済学部・経済学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、経済学部・経済学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

医学部・医学系研究科

I	研究水準	研究 4-2
II	質の向上度	研究 4-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、研究組織の機能性を高めるために研究科の改編を行うとともに、学部長裁量経費によるプロジェクト研究の推進が図られた。これにより、基礎・臨床研究室の共同によるプロジェクト研究が推進され、トランスレーショナルリサーチへの展開が活発に行われた。研究資金の獲得状況については、主要な外部資金は、科学研究費補助金、共同研究、受託研究であるが、いずれも一定のレベルにとどまっておらず、競争的資金の応募等を推進するために平成 19 年度に「研究戦略会議」が組織された。なお、寄附講座として糖鎖機能解析部門(香川県)等 4 講座が設置されており、研究における産学連携が活発に行われていることを示していることは、相応な成果である。

以上の点について、医学部・医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、医学部・医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、基礎・臨床医学研究、トランスレーショナルリサーチで多数の先端的研究成果を上げている。卓越した研究成果として、腎臓組織内に

おける独立したレニン・アンジオテンシン系制御機構を明らかにし、慢性腎炎等様々な病態との関連を証明した研究が挙げられる。また、がんの発生・進展・予後予測等の分子機構の研究でも優れた成果が生まれている。社会、経済、文化面では、香川県、県医師会と連携して、「かがわ遠隔医療ネットワーク」を実現し、わが国の医療 IT の発展に貢献するという卓越した成果を上げた。また、「糖質バイオクラスター創成事業」を実施し、希少糖・機能糖鎖に関する研究成果の企業化を目指した活動を展開したことは、相応の成果である。

以上の点について、医学部・医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、医学部・医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

改善、向上しているとはいえない

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「改善、向上しているとはいえない」と判断された事例が 1 件であった。

「改善、向上しているとはいえない」と判断された事例の判断理由は以下のとおりである。

○「研究組織および支援体制の整備」については、平成 15 年に研究科の機能的再編が実施されたが、具体的な目標やこの 4 年間でその目標がどこまで達成されたのかが明らかでない。以上のことから、改善、向上しているとはいえないと判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、判定を以下のとおり変更し、第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が2件であった。

工学部・工学研究科

I	研究水準	研究 5-2
II	質の向上度	研究 5-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況について、学術論文（査読付き）は、平成 18 年度 232 件（教員一人当たり 3 件強）である。知的財産権の出願・取得状況は、平成 19 年度に 42 件の特許出願がなされている一方、取得件数は 2 件である（これ以外に平成 18 年度に 1 件取得している）。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の新規及び継続の採択数(採択金額)が年平均 33 件(約 8,200 万円)で、採択率は約 20%となっている。その他の競争的外部資金の受入れ状況は、平成 16 年度以降で、文部科学省特別教育推進経費が 1 件、産業技術研究助成補助金(新エネルギー・産業技術総合開発機構)が 4 件、共同研究が 136 件、受託研究が 96 件、奨学寄附金受入れが 396 件となっているほか、微細構造デバイス統合研究センターでは競争的外部資金を 13 件獲得するなど、活発な研究活動が展開されているなどの相応な成果がある。

以上の点について、工学部・工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、工学部・工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、放射光・レーザー光を組み合わせた 2 光子

励起法に関する研究、層状水酸化亜鉛安息香酸塩化物の剥離に関する研究、結像型 2 次元フーリエ分光法に関する研究、岩盤不連続面の変形モデルに関する研究のほか、複数の優れた成果を収めている。社会、経済、文化面では、GPS 携帯電話を用いた仮想三次元空間の観光、教育への応用、極低温巻取法の提案、超小型人工衛星の開発と香川衛星開発プロジェクト普及啓発による宇宙技術の理解増進で、優れた成果を収めている。また、過去 4 年間の研究成果によって、文部科学大臣表彰（科学技術賞）3 件、国内外の学術賞 10 件を受賞していることは、相応の成果である。

以上の点について、工学部・工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、工学部・工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

農学部・農学研究科

I	研究水準	研究 6-2
II	質の向上度	研究 6-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成 19 年度の教員一名当たりの平均学術論文数は 2.3 件であり、査読つき論文数は 2.0 件である。研究資金の獲得状況については、平成 19 年度の科学研究費補助金の採択数（採択金額）は 26 件（6,875 万円）である。また、平成 16 年度以降、受託・共同研究の大型資金が各年度で平均 2～3 件であり、受入れ総額は約 8 億 8,633 万円、その他民間企業からの奨学寄附金受入れ総額で約 1 億 956 万円を獲得している。これらの内訳は、希少糖に関する研究がその主要な財源であり、その他の研究で特記するものとして、微生物、動物、植物、生態系の仕組みの解析、そして食品を対象とした研究が挙げられることなどは、相応な成果である。

以上の点について、農学部・農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、農学部・農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、基礎生物学、生物科学、農学、農芸化学、その他の各分野において、数多くの研究成果が生まれており、優れた研究成果として、例えば、育種に関して ERF と呼ばれる転写因子の遺伝子と実と殻への作用について、世界で

初めて解明した研究が挙げられる。社会、経済、文化面では、優れた研究成果として、例えば、酒米品種登録があり、そのほかにはワイン用品種登録など地域活性化への貢献度が高いと判断できる。これらの状況などは、相応な成果である。

以上の点について、農学部・農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、農学部・農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 4 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

地域マネジメント研究科

I	研究水準	研究 7-2
II	質の向上度	研究 7-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、教員一名当たりの論文執筆は平均 1～2 件、学会発表も同じように 1～2 回行っており、積極的に活動している。もっとも、実務家教員が約 3 割以上を占めているために、専任教員についていえば一名当たり 2 件、学会発表も 2 回行っていることになる。論文のなかには海外の学術雑誌に掲載されたものが 6 件含まれている。そして、研究科が全体で取り組んでいる研究には「広域行政時代における拠点地域のあり方に関する調査研究」、「技術経営人材育成プログラム導入推進事業」、「専門職大学院形成プログラム」等があり、連携を深めている地元産業界や行政に貢献している。研究資金の獲得状況については、平成 19 年度までの 4 年間に外部から 21 件の競争的研究資金（文部科学省の 12 件、民間団体の 4 件、経済産業省・国土交通省・内閣府の 4 件等）を獲得し、積極的に活動しているなどの相応な成果がある。

以上の点について、地域マネジメント研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、地域マネジメント研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では地域科学に関する優れた研究があった。社会、

経済、文化面では研究科全体で取り組んできた3件は地域経済の活性化や地域振興に直接に役立つ研究であり、本研究科の目的にも合致している。それぞれは、高松市や香川県とタイアップし、広域行政時代における拠点地域のあり方に関する研究であり、政策提言として発信しているなどの相応な成果がある。

以上の点について、地域マネジメント研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、地域マネジメント研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が3件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

香川大学・愛媛大学連合法務研究科

I	研究水準	研究 8-2
II	質の向上度	研究 8-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「リーガルサービス情報ネットワーク」を推進し、名古屋大学を主幹事校とする「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」に参加するとともに、四国ロースクール後援会による公開講座で成果を地域に還元している。また、研究資金の獲得状況については、平成 18 年度及び平成 19 年度には全員が科学研究費補助金に申請し、平成 17 年度に単独で 1 件、平成 17～18 年度に代表として 1 件、単独で 2 件、分担者として 3 件を獲得しているなどの相応な成果がある。

以上の点について、香川大学・愛媛大学連合法務研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、香川大学・愛媛大学連合法務研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、法律実務にも視点をおく理論的研究や法曹養成教育の内容や方法に関わる研究は少ないが、主として学術面において、教育の基礎になる学術的理論研究の成果は相応に上げている。また、社会・経済・文化面においては、環境法に関する成果があり、地域という視点から今日的な課題を解決するなどの相応な成果がある。

以上の点について、香川大学・愛媛大学連合法務研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、香川大学・愛媛大学連合法務研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

なお、提出された研究業績説明書のうち、優れた業績と判断できるものが少なかったことから、今後の自己評価能力の向上が期待される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。